

監理団体 御中

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

【重要なお知らせ】

ビルクリーニング技能検定に係る運用変更について

平素は、ビルクリーニング技能検定試験につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、受検申込等の運用方法を下記の通り変更することとなりましたので、お知らせいたします。当面の間、ご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

1. 受検の申込方法の変更

技能実習機構への登録後、弊会から送信するメールに従い、インターネット上で受検申込を行っていただきます。これに伴い、紙による申請は廃止いたします。

また、受検手数料の振込先口座も変更となります。申込方法の詳細は「WEB 申請マニュアル」をご確認ください。なお、変更前の方法で申込みが行われた場合には、変更後の方法による再申込をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 受検日の調整について

従前と変更ありません。お申し込みいただいた後、各会場を所管する事務局よりご連絡いたします。

3. 受検手数料の改定

6月の受検分から、学科試験の手数を以下の通り改定いたします。

基礎級・随時3級：4,000円、随時2級：4,800円

4. 試験当日の本人確認について

試験当日は、受検者全員の在留カードによる本人確認を実施いたします。在留カードをお忘れの場合は本人確認ができないため、受検いただけませんのでご注意ください。

5. 変更日：2026年6月15日以降のお申し込みから変更いたします。

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業部 関根、下平
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 suishin@j-bma.or.jp

ビルクリーニング技能検定(外国人技能実習)

WEB申請に関するQ&A

1. マイページの登録(アカウント作成)について

<Q1> 監理団体担当者のアカウント作成について、担当者個人名ではなく、監理団体名で登録してもよいか？

<A1> 監理団体アカウントについては、申請担当者個人名ではなく、監理団体名義で作成していただいても問題ありません。その際、生年月日は設立日等を登録するなど、忘れないうように適切に管理してください。

ただし、受検者アカウントについては、必ず受検者本人の氏名で作成してください。

<Q2> 受検者本人がメールアドレスを持っていない場合はどうしたらよいか？

<A2> 受検者本人がメールアドレスを持っていない場合は、監理団体においてメールアドレスをご用意ください(受検者ごとに異なるメールアドレスが必要)。

なお、メールアドレスが用意できない場合は、「企業申込担当者」アカウントからダミーのメールアドレスで受検者アカウントを作成することも可能ですが、各種通知メールを受信できなくなりますのでご注意ください。

2. 「企業申込担当者」について

<Q3> 「企業申込担当者」とは何ですか？

<A3> 「企業申込担当者」とは、複数の受検者アカウントを取りまとめて申請する権限を持つアカウントです。原則として、監理団体の担当者が登録していただくことを想定しています。

<Q4> 監理団体が受検者本人に代わって受検申請を行ってもよいか？

<A4> 問題ありません。ビルクリーニング技能検定(外国人技能実習)では、監理団体が「企業申込担当者」として受検者の申請手続きを取りまとめて行うことを想定しています。

<Q5> 「企業申込担当者」は実習機関ごとに作成する必要はあるか？

<A5> 受検申請の際に、受検者ごとに所属する「実習機関名」を入力していただきますので、「企業申込担当者」を実習機関ごとに作成していただく必要はありません。

<Q6>「企業申込担当者」が受検者アカウントを作成する際にダミーのメールアドレスを入力した場合、メール等の連絡はどうなるのか？

<A6>登録されたメールアドレスが有効でない場合は、各種通知メールを受信することができません。また、有効なメールアドレスを登録した場合は、企業申込担当者および受検者の双方に同様のメールが送信される場合がありますので、ご注意ください。

<Q7>「企業チーム」とは何ですか？

<A7>「企業チーム」とは、「企業申込担当者」が作成できる受検者管理用のグループです。受検申請を行う受検者のアカウントを企業チームに登録することで、まとめて管理・申請することができます。

<Q8>「企業チーム」は実習機関別に登録することになるのか？

<A8>特に指定はありません。監理団体様で管理しやすいように、実習機関ごとに「企業チーム」を作成いただいても問題ございません。

3. 受検者アカウントの登録・設定について

<Q9>使用した「メールアドレス」や「アカウント」を他の受検者(実習生)に使い回したり、重複して登録したりすることは可能か？

<A9>できません。受検者ごとに個別のアカウントを作成し、監理団体で管理してください。

<Q10>受検者のメールアドレス・パスワードを忘れてしまった。

<A10>受検者アカウントのメールアドレス・パスワードは、必ず監理団体において管理してください。なお、個人情報保護の観点から、弊会ではお電話等でお答えすることはできません。

パスワードを失念した場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」から再設定を行ってください。

4. 受検申請について

<Q11>2026年6月15日以降、紙の申請書で申込することはできないのか？

<A11>2026年6月15日以降の申請は、すべてWEBによる申請となります。紙での申請は受付けておりません。

<Q12> WEBでの受検申請後、受検手数料の払込期限はいつまでか？

<A12> 原則として、受検申請後 1 週間以内にお支払いください。期限までにお支払いいただけなかった場合はキャンセルとなり、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

<Q13> 受検申請を行い、受検手数料を支払った後に、失踪や途中帰国等により受検できなくなった場合、どうすればよいか？

<A13> 受検できなくなったことが判明した時点で、全国協会・外国人技能実習生ビルクリーニング技能検定係までご連絡ください。なお、納付済みの受検手数料は返金できません。

<Q14> 2026 年 6 月 15 日以前に受検申請書を提出しているが、受検手数料を振り込んでいない場合はどうしたらよいか？

<A14> 別途、振込方法をご案内しますので、全国協会・外国人技能実習生ビルクリーニング技能検定係までご連絡ください。

メールアドレス：ginou-jisshu@j-bma.or.jp

<Q15> 2026 年 6 月 15 日以前に受検手数料を振り込んでいるが、受検申請書を提出していない場合はどうしたらよいか？

<A15> 原則として申請は WEB で行っていただきます。状況を確認いたしますので、全国協会・外国人技能実習生ビルクリーニング技能検定係までご連絡ください。

メールアドレス：ginou-jisshu@j-bma.or.jp

<Q16> 受検申請後に受検者情報の修正はできるか？

<A16> できません。修正が必要となった場合は、速やかに全国協会・外国人技能実習生ビルクリーニング技能検定係までご連絡ください。

メールアドレス：ginou-jisshu@j-bma.or.jp

以上